

平成 29 年 3 月 日
富士山火山防災対策協議会

避難促進施設（避難確保計画の作成）に関する取組について
協議会統一基準（案）

■目的

避難促進施設は、活動火山対策特別措置法（以下「活火山法」という。）第 6 条第 1 項第 5 号により、各市町村が地域防災計画に定めるものであるが、富士山として統一的に進めるため、協議会にて統一基準を定めることとする。

■避難促進施設の位置（範囲）

活火山法第 6 条第 1 項第 5 号に「火山現象発生時に施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があるものに限る」とされていることから、対象位置（範囲）は、広域避難計画における溶岩流等の影響想定範囲図を引用し、その「影響想定範囲」とする。

また、融雪型火山泥流等については、避難対象エリアを詳細に設定した後に、改めて検討する。

■協議会統一基準

1 対象施設

活動火山対策特別措置法施行令第 1 条第 1 項・第 2 項に該当する施設

2 対象エリア

第 1 次避難対象エリア及び第 2 次避難対象エリア（対象施設の全てを対象）

理由：第 1 次避難対象エリアは想定火口範囲であり、第 2 次避難対象エリアは、大きな噴石や火砕流、溶岩流が 3 時間以内で到達する範囲であることから、噴火が発生した場合または発生する恐れがある場合には施設利用者等に対して、迅速かつ的確な情報伝達や避難誘導等が必要であるため、「集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の手引き（H28 年 3 月）」における火口近くに位置する施設として、対象施設の全てを対象とすべきと考えた。

3 その他

この統一基準は、協議会の考え方を示したものであり、対象エリアのさらなる拡大については、各市町村が実情を考慮し定めることができる。

<参考資料>

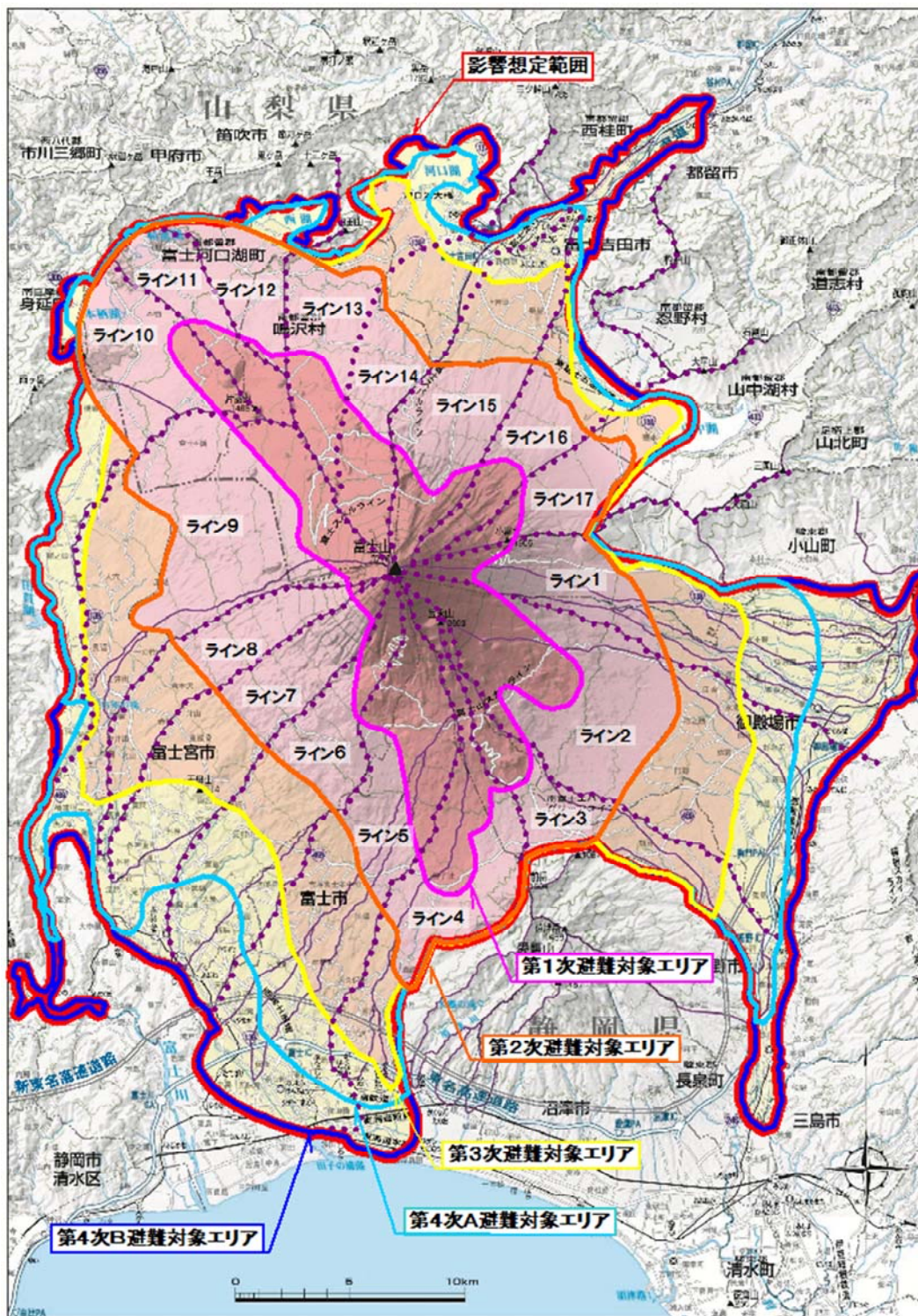


図10 溶岩流等の影響想定範囲と避難対象エリア
(富士山火山広域避難計画 (H28.3月) より抜粋)